

青森県報

第三百八十八号

令和三年
十一月十九日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(消防保安課) ……一
- 公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……二
- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三

出先機関

- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……四
- 右 同……………(県 民 局) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四

教育委員会

- 青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……五
- 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正……………(同) ……六
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(県立図書館) ……六

選挙管理委員会

告 示

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……七
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七
- 公安委員会
- 職員の分限免職処分公告……………(警務課) ……八

青森県告示第七百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮野薬局	三沢市中央町一丁目八の四	令和 三・三・一

青森県告示第七百七十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 年 月 日
		青森県知事 三 村 申 吾	

ウトウ株式会社

宇藤 毅平

三戸郡三戸町大字同心町字
同心町平三の二

令和
三・二・三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ十和田店

十和田市元町西一丁目六の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九

代表取締役 似鳥昭雄

三 十和田市の意見の概要

1 駐車場設置台数に対して、ピーク時の一時間あたりの自動車来店台数が一〇〇台近く多い予測となっているが、立地予定地に近接する交差点の交通量が多いことを考慮し、混雑緩和のため、近接の商業施設の駐車場と連携を図る等の検討をすること。

2 駐車場の出入口について、駐車場法施行令第七条の技術的基準に適合するとともに、駐車場内の車路の幅員について、同法施行令第八条の技術的基準に適合すること。また、一台あたりの駐車スペースについて、十和田市路外駐車場設置（変更）の届出の手引きに則するよう努めること。

3 出入口について、右折出入庫を設定しているが、近接する交差点は渋滞が予想される場所であるため、必要に応じて右折禁止の看板の設置を検討すること。

4 従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがないよう配慮すること。

5 人にやさしいまちづくりの観点から、駐車場と施設におけるスロープの勾配等に考慮したバリアフリー化対策や排水蓋等による段差をなくす等構造面での配慮に努めること。

6 住居に近い駐車場の利用及び空調室外機やキュービクルに起因する騒音について、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

7 荷さばき施設が住居に近いことから、搬出入や荷さばきによる騒音について、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

8 廃棄物等保管施設が住居に近いことから、保管・搬出作業に伴う騒音や悪臭の最小限化に努めるとともに、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

9 事業活動から生じる廃棄物等について、減量化及びリサイクルの推進に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和三年十一月十九日から同年十二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和三年十一月十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三三三二号	肥料の種類 副産石灰肥 料	肥料の名称 長慶シエ ル パワー	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五〇・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社長慶 弘前市大字石 渡字田浦六一 の二
-----------------------	---------------------	---------------------------	-----------------------------------	----------------------------	---

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和三年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市大字浅虫字山下一三一の三	宅 地	二六三・五四
青森市大字安田字近野四八〇の四	雑種地	二〇五・〇〇
青森市桜川三丁目一一三六の二	宅 地	二、八五九・八二
青森市浪岡大字浪岡字淋城二一の二	宅 地	八〇五・二六
青森市造道三丁目一九四の一	宅 地	三、六四三・九七
青森市八重田二丁目一七の二ほか	宅 地	六八四・一八
青森市蛭沢三丁目四八の二一ほか	宅 地	一、〇二一・三二

青森市桜川九丁目三三二の四	宅 地	一、七七〇・八六
弘前市大字泉野一丁目五の一	宅 地	三二八・二三
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅 地	三五九・九九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第ニ条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

令和三年十二月十四日 午前九時から

令和三年十二月二十日 午後五時まで(必着)

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟四階B会議室

4 開札日時

令和四年一月十二日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

- 契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 七 契約書の取り交わしの時期
- 落札決定の日から七日以内
- 八 代金の納入期限
- 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
- 九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定
上北郡野辺地町字二十平九三の二一、八五の四及び八の四	三三・七七メートル	六・〇〇メートル	令和 三・九・八 年月日

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定
上北郡七戸町字荒熊内六七の一九	六七・一三メートル	六・〇〇メートル	令和 三・二・四 年月日

上北地域県民局告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定
三沢市松原町二丁目三一の三九〇五、三一の三九〇五地先	一二六・八一メートル	六・〇〇メートル	令和 三・二・九 年月日

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「並びに」を「及び」に改める。

						請求者の印
						備考
						備考

第二号様式の五の裏中

						申請者の印
						備考
						備考

を

に改める。

第二号様式の七の裏中

を

に改める。

第二号様式の八の注を次のように改める。

注 1 該当する□には、シ印を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第三号様式中「お届けします」と「届け出ます」に改める。

第十二号様式の裏面中「33mm」と「35mm」に改める。

第十五号様式中
「青森県教育委員会教育長殿（所属長 認 印）」を「青森県教育委員会教

育長 殿」に「お届けいたします」と「届け出ます」に改める。

第十六号様式中
「青森県教育委員会教育長殿（所属長 認 印）」を「青森県教育委員会教

育長 殿」に改める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 この訓令による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分

の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会告示第八号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月十九日

青森県教育委員会

表中「県立中学校入学者選抜」の下に「（追検査を含む。）」を加える。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十一月十九日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 特定役務の名称及び数量

青森県立図書館情報システム機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立図書館

青森市荒川字藤戸一一九の七

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年九月十五日

五 落札者の名称及び住所

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 落札金額

二百九十七万四千四十八円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断された仕様に関する調書を提出した者を参加者として入札を行い、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年八月六日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
市政前進の会	古館 文明	小林 修	八戸市城下一丁目 二・三の一四	令和 三・一〇・三

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に

より告示する。

令和三年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	旧	異年月日動
荒谷のりあき後援会 (大前 典男)	新	大前 典男	上山 清治	令和 三・一〇・一
高樋憲後援会 (村上 隆昭)		中村 健一	渡辺 金光	三・一〇・一
高樋憲の会 (高樋 憲)		中村 健一	渡辺 金光	三・一〇・一
松尾國治後援会 (濱久保 銀蔵)		松尾 哲	松尾 秀利	三・一〇・三
三村申吾東北町後援会 (竹内 亮一)		小笠原 廣子	森川 盛人	三・一〇・三
佐京孝信後援会 (木村 勝彦)		木村 勝彦	桑原 英世	三・一〇・三

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日

越善靖夫後援会

日本第一党青森県本部

吉田 昭美

市村 宏

令和 三・一〇・七

三・一〇・二五

公安委員会

令和三年十一月十九日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

青森県警察本部公告

次の者に対する分限処分書については、青森県警察職員分限取扱規程第十六条第三項の規定により、次のとおり分限処分の内容を公告する。

記

官 職 青森県巡査部長 氏 名 石 川 俊 一
地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により免職する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円